

# 日高町医療費助成制度のご案内

日高町では、次の受給資格要件1～3全てに該当する方の医療費を助成しています。  
助成を受けるためには、所定の申請書による手続きが必要です。

## ◆受給資格要件

### 1. 対象者

重度心身障害者	①次のいずれかの手帳の交付を受けた方 (ア) 身体障害者手帳1～2級、内臓障害3級の一部 (イ) 療育手帳 A判定 (ウ) 精神障害福祉手帳1級 ②重度の知的障害と判定、又は診断された方
ひとり親家庭等 (父子家庭、母子家庭)	【親】子を扶養している父、又は母 【子】18歳に達する年度末まで(扶養されている者は20歳に達する月末まで)
乳幼児等	新生児～中学生までのお子さん

### 2. 健康保険に加入していること

※65～74歳の方は、後期高齢者医療保険への加入変更が必要です。(重度心身障害者のみ)

### 3. 所得制限・・・世帯の生計維持者の所得が、下表の限度額以内であること。

重度心身障害者		ひとり親家庭等		乳幼児等	
扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額
0人	6,287,000円	0人	2,360,000円	0人	6,220,000円
1人	6,536,000円	1人	2,740,000円	1人	6,600,000円
2人	6,749,000円	2人	3,120,000円	2人	6,980,000円
3人	6,962,000円	3人	3,500,000円	3人	7,360,000円
4人	7,175,000円	4人	3,880,000円	4人	7,740,000円
5人	7,388,000円	5人	4,260,000円	5人	8,120,000円

## ◆助成対象範囲

重度心身障害者	外来、入院 ※精神障害者は外来のみ対象です。
ひとり親家庭等	【親】入院のみ 【子】外来、入院
乳幼児等	【中学生まで】外来、入院

## ◆助成内容

住民税非課税世帯	受給者が <u>※初診時一部負担金</u> を負担し、それ以外を助成します。 ※内科580円、歯科510円、柔整270円
住民税課税世帯	受給者が医療費の <u>※1割</u> を負担し、それ以外を助成します。 ※月額上限額・・・外来12,000円、入院44,400円
中学生までの お子さん	・重度心身障害者及びひとり親家庭等・・・外来、入院ともに無料 ・乳幼児等・・・0歳～中学生(外来、入院ともに無料)、

➡ 毎年8月1日は、受給資格の更新日です。  
資格要件に変更があった場合、助成区分の変更・資格喪失となることがあります。

## ◆申請に必要なもの・・・印鑑・対象者の健康保険証・証明書(※該当する方のみ)

- ※ 重度心身障害者の方は、交付された手帳、又は診断書
- ※ ひとり親家庭等の18歳以上の「子」は、在学証明書や学生証
- ※ 申請する年の1月2日以降に転入した方、生計維持者が単身赴任中の方は、主たる生計維持者の「所得」と「住民税の課税状況」を証明できるもの(申請する月によって証明期間が異なりますので、事前にお問い合わせください。)

<b>■制度のお問い合わせ先</b> 日高町役場保険年金課 電話01456-2-6561	<b>■申請窓口</b>	日高町役場保険年金課 電話 01456-2-6561 日高総合支所地域住民課 電話 01457-6-3173 水・くらしサービスセンター 電話 01456-2-0255 厚賀出張所 電話 01456-5-2111
--	--------------	---

# 日高町医療費受給者証の更新申請等のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成制度 乳幼児等医療費助成制度

医療費受給者証の有効期間が平成28年7月31日となっている方は、7月25日から8月31日の間に有効期間の更新手続きが必要です。

更新の手続きをしない場合は、8月1日から、現在お持ちの受給者証は医療機関で使用できません。

また、前年度の申請で非該当となった方についても、更新と同じ期間中、8月1日から有効の受給者証の申請手続きをすることができます。

なお、9月1日以降の申請は新規申請となり、有効期間の始期は、原則、申請日からになります。

個別に送付します「医療費受給者証の更新等申請のお知らせ」をご覧の上、申請手続きを行ってください。

**【お問い合わせ】 日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561**

## ヒグマによる人身事故を防ぐために

ヒグマによる人身事故の多くは、山菜採りなどで野山に入った際の突発的な遭遇により発生していることから十分注意する必要があります。

ヒグマと遭遇しないために、野山に入るときには、次のことに注意しましょう。

### 1 ヒグマと遭遇しないために・・・

#### (1) 野山に入る前に

役場、森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認してください。

ヒグマの出没情報のある地域や、ヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。

また、イヌを連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあるため危険です。

#### (2) ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう。

また、鈴などの鳴り物を携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

特に、ヒグマの活動が活発になる早朝や夕方、ヒグマが人に気づきにくい濃霧や雨のときには注意が必要です。

#### (3) 野山での飲食の際に

においの強い食料はヒグマを引き寄せせる場合がありますので控えた方がよいでしょう。

また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

野山にゴミを捨てたり埋めたりすると、ヒグマがこれらを食べて味を覚えてしまいます。いったん味を覚えたヒグマは、これらの魅力的な食物を得るため、人に対して危険な行動をとるようになることが知られています。

### 2 ヒグマに遭遇したら・・・

#### (1) まず落ち着く

慌てることは事故につながります。落ち着いて状況を判断しましょう。特に走って逃げると追いかけてくることがあるので危険です。

#### (2) ヒグマを刺激しない

ヒグマがこちらに気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。また、距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。

#### ※注意

野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これで絶対安全という対処方法はありません。

ここに示した内容については、調査研究や経験から有効と考えられている方法です。野山に出かける際には細心の注意をお願いします。

なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係や役場などに情報をご提供ください。

**【参考ホームページ】** <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/yasei/higuma.htm>

**【お問い合わせ】** 日高町役場 農務課 農政・畜産グループ 電話 01456-2-6185

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ

電話011-204-5205 F A X 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

